

と規定しています。また、「役員等と規定」という場合は、

執行役、会計監査人も含まれます。

取締役等については、登記が必要な事項のため、

登記簿に記載されている取締役等が、会社法上の役員であるとも言えます。

2. 法人税法上の役員

法人税法上の役員は、会社法の役員に加えて、

更に「みなし役員」が加わります。

みなし役員には、次の2つのパターンがあります。

(1) 法人の使用人以外の者で、経営に従事している者

(2) 法人の使用人で、一定の要件に該当し、経営に従事している者

(1) では例えば、取締役ではないが、法人の会長や理事長などの者、又は相談役、顧問など、他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められる者が該当します。

引退した前社長などが、該当するケースが多いです。

(2) の一定の要件とは、

一定量の株式を所有している株主グループ（親族など）に属している者が該当します。中小企業では、社長が100%、

或いは50%超の株式を所有している事が多いので、

主には社長のご家族がその対象となります。ただし、配偶者以外では、その者自身の所有株式割合が5%超である事が要件になりますので、

主に配偶者が該当する事になります。

3. みなし役員に該当した場合の影響

会社法では、役員は経営に対する責任を負います。

また、法人税法では給与として損金の額に算入出来る役員給与には一定の制限があります。（法人税法34条）

損金の額に算入できる役員給与は、次の種類があります。

(1) 定期同額給与

(2) 事前確定届出給与

(3) 利益連動給与

(4) 退職給与

(5) 新株予約権によるもの

(6) 使用人兼務役員の使用人分給与

また、上記からは、①不相当に高額な給与及び

②法人が事実を隠蔽し、又は仮装して経理した事による給与は除かれます。

法人税法上のみなし役員に該当した場合、通常の役員と同様に、

上記の役員給与の損金不算入規定の適用を受けます。

中小企業では、通常の業務において

(3)～(6)の給与は生じないと思われまので、
ここで気を付けるべきは(1)の定期同額給与になります。

社長の配偶者の方に対し、他の従業員さんと同様に、
残業代等で月により変動する給与を支給していた場合、

(1)の定期同額給与ではない給与に該当するものとして、
一定額が経費から否認されてしまう恐れがあります。

そのため、配偶者の方に給与をお支払する場合は注意が必要です。

また、定期同額給与の要件を満たしたとしても、

① 不相当に高額な給与と認定されてしまった場合にも、
経費から否認されてしまう恐れがあります。

配偶者の方の実際の勤務状況に応じた、
妥当な範囲での給与支給額の設定が必要になります。

4. 使用人給与の損金不算入

役員配偶者又はご親族が、みなし役員の規定の対象外となった場合、
他にも気を付けるべき規定があります。

法人の役員親族等、特殊関係にある使用人に対して
支給する給与のうち、不相当に高額な給与については、
損金不算入となる規定があります。(法人税法第36条)

これにより、役員のご子息等でみなし役員に該当しない者が
いたとしても、その方に対して支給する給与が
例えば他の従業員さん達と比べてあまりに高額だった場合、
その高額な部分の給与は否認されてしまう可能性があります。

このように役員給与のみならず、役員のご親族に対する給与についても、
金額、支給方法を決定する際には非常に注意が必要です。
ご親族に対して給与支給をお考えの役員さんにおかれましては、
是非、事前にご相談頂く事をお勧め致します。

ご質問等不明な点がございましたら、
お気軽にご連絡いただければ幸いです。
メールマガジン編集担当 山岡 至

☐ 〆 ■ 東京経営者大学のご案内！



東京経営者大学（後継経営者、幹部育成講座）第5期生が開講中です。

東京経営者大学とは、経営コンサルタント会社で30年使用してきた

コンサルティングノウハウを、経営者と幹部を育成するために

提供していただくものです。

ただ講座を受けて聞いているだけの座学ではなく、自ら考え、行動し、

それを発表するというトレーニングサイクルを行うことで、

経営者として、また幹部としての成長を促すものです。

そこで、しっかりとプロのコンサルタントの先生のもとで学び、

顧問させていただいている私たちの立場から、

継続した行動が行われているかを確認させていただくことで、

短期的で終わらず、継続した成長が実現できます。

また、一緒に学ぶ経営者の同志ができることで、

今後お互いに助け合いながら自社の経営に役立てることもできます。

これまでの参加者の方々は、日に日に参加者同士信頼関係が生まれ、

新たなビジネスチャンスをつかんだ方も多くいらっしゃいます！

ご興味のある方は、見学が出来ますので、

各担当者又は九段会計事務所までお気軽にご連絡下さい！！

担当：森戸 将登・武井 愛実

〰 〰 〰 ■ 労務情報

学校が夏休みになり、通勤電車の車内も少し空いた気がします。
この時期は帰省や家族旅行で夏休みを取られる方が多いのではないのでしょうか。

採用が厳しい現在、経営者としては有給の消化率を高めて少しでも労働条件をよくしていきたいところですね。
そこで業種によると思いますが、比較的夏休みを取られている人が多いお盆あたりに夏休みとして有給休暇を使ってもらうのも有効ではないのでしょうか。
基本的に、いつ有給休暇を取るかは労働者の自由です。
しかし、繁忙期に休まれては業務が回らなくなる恐れがあるので、この時期に取ってください、という計画的付与制度があります。
有給休暇のうち、最低5日間は会社側が強制することができませんが、それ以外の日数はある程度、繁忙期等を考慮して休暇を取ってもらうように促すことができます。

閑散期に有給休暇をとって、家族サービスや本人のリフレッシュにしてもらい、より生産性が上がるようにしたいですね。

〰 〰 〰 ■ 編集後記

子どもが通っている保育園ではそろそろ来年度入園希望者の見学会の時期のようです。
去年、見学させていただいたのですが、その中で入園できたのは私の子どもだけのようです。
確かに、同じクラスのお友達は上に兄弟がいる方が多いので、やはり入園するのは難しかったのだと実感します。
この人手不足の中、産休、育休から復帰したくても子どもを保育園に入れられず復帰できないのは本当に悲しいことです。
みんなが幸せになれるように、早急に対策してほしいと強く思います。

メールマガジン編集責任者 矢合 真弓

☆広告

★FaceBook やっています！

「税理士法人 九段会計事務所」で検索宜しくお願い致します！

「いいね！」ボタン押して下さい★

★募集！ 現在九段会計では季節毎に季刊誌を発行しております。
その中でお客様を紹介するページを設けました。

御協力頂ける方・アピールしたい事がある方、

是非御一報下さい！所員が「インタビュー&写真撮影」に伺います！！

★「正しい経営を推進する」新しいサービス「MA S(マス)」。
経営計画の策定や月次管理のお手伝いを行います。
詳しくは所員までお尋ね下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

このメルマガは弊所顧問先様のほか、名刺交換させていただいた方も

対象にお送りしております。

配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。

なお、このメールには返信いただけませんので、お問い合わせ等ございましたら

各担当者又は下記連絡先までお願い致します。

info@kudan-tax.jp

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆九段会計事務所 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆

〒102-0074

東京都千代田区九段南4-3-1

滝ビル3F

TEL 03-3222-5271

FAX 03-3222-5270

URL <http://www.kudan-tax.jp/>

mail info@kudan-tax.jp